

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	枚方市 児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、児童扶養手当事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定請求、その他諸届の受付・資格審査・手当の支給を行う。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①受給資格の有無の確認（住民基本台帳、所得等） ②手当額の決定（住民基本台帳、所得、公的年金の受給額等） ③適正な手当支給のための世帯状況の確認（住民基本台帳、所得等） ④児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	児童扶養手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、ぴったりサービス、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び同法別表56の項 ・同法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 医療助成・児童手当課
②所属長の役職名	医療助成・児童手当課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	・番号法第9条第1項 別表第1の37項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人番号情報の提供に関する条例第3条第1項)	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡村 理恵	年金児童手当課長 岡村 理恵	事後	
平成28年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	年金児童手当課長 岡村 理恵	年金児童手当課長 箕浦 正揮	事後	
平成28年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成28年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の37項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	・番号法別表第1の37の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条) ・同法第9条第2項及び同行の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の57の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条)	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	・情報照会 番号法 第19条第7号 別表第二第57項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条 ・情報提供 番号法第19条第7号 別表第二第13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	【照会】 ・番号法別表第2の57の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条) 【提供】 ・同表の13、16、26、47、57、64、65、87、116の項(同命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第59条の2) ・同表の30の項	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課長 箕浦 正揮	年金児童手当課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	1)基礎項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付けが十分に行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	2) 十分に行っている	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の37の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の57の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条)	・番号法別表第1の37の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の57の項	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の57の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条) 【提供】 ・同表の13、16、26、47、57、64、65、87、116の項(同命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第59条の2) ・同表の30の項	【照会】 ・番号法別表第2の57の項 【提供】 ・同表の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 健康部 年金児童手当課	市民生活部 年金児童手当課	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 年金児童手当課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1408	事後	
令和4年9月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年11月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①受給資格の有無の確認(住民基本台帳、所得等) ②手当額の決定(住民基本台帳、所得、公的年金の受給額等) ③適正な手当支給のための世帯状況の確認(住民基本台帳、所得等)	①受給資格の有無の確認(住民基本台帳、所得等) ②手当額の決定(住民基本台帳、所得、公的年金の受給額等) ③適正な手当支給のための世帯状況の確認(住民基本台帳、所得等) ④児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	
令和6年8月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)	児童扶養手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、びったりサービス、申請管理システム	事後	
令和6年8月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定請求、その他諸届の受付・資格審査・手当の支給を行う。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①受給資格の有無の確認(住民基本台帳、所得等) ②手当額の決定(住民基本台帳、所得、公的年金の受給額等) ③適正な手当支給のための世帯状況の確認(住民基本台帳、所得等) ④児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	・児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定請求、その他諸届の受付・資格審査・手当の支給を行う。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①受給資格の有無の確認(住民基本台帳、所得等) ②手当額の決定(住民基本台帳、所得、公的年金の受給額等) ③適正な手当支給のための世帯状況の確認(住民基本台帳、所得等) ④児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署:市民生活部 年金児童手当課 ②所属長の役職名:年金児童手当課長	①部署:市民生活部 医療助成・児童手当課 ②所属長の役職名:医療助成・児童手当課長	事後	
令和6年8月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1408	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	重要な変更にあたるため
令和7年1月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の37の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の57の項	・番号法第9条第1項及び同法別表56の項 ・同法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
令和7年1月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の57の項 【提供】 ・同表の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。	事後	